第二十三～二十五南極特別保護地区	（略）
第二十六南極特別保護地区	一～四　（略） 五　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 六～十二　（略）
第二十七南極特別保護地区	一～三　（略） 四　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 五～八　（略）
第二十八南極特別保護地区	（略）
第二十九南極特別保護地区	一～三　（略） 四　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 五～十二　（略）
第三十一南極特別保護地区	一～二　（略） 三　航空機は、指定された地点（南緯七十七度三十六分五十八秒東経百六十三度二分五十二秒）に限り、着陸することができる。 四～五　（略） 六　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。 七～十二　（略）
第三十二南極特別保護地区	一～四　（略） 五　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、原則として、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去し、跡地の整理を適切に行うこと。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 六～十三　（略）

第二十三～二十五南極特別保護地区	（略）
第二十六南極特別保護地区	一～四　（略） 五　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。 六～十二　（略）
第二十七南極特別保護地区	一～三　（略） 四　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。 五～八　（略）
第二十八南極特別保護地区	（略）
第二十九南極特別保護地区	一～三　（略） 四　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。 五～十二　（略）
第三十一南極特別保護地区	一～二　（略） 三　航空機は、指定された地点（南緯七十七度三十六分五十八秒東経百六十三度二分五十三秒）に限り、着陸することができる。 四～五　（略） 六　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び撤去予定年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。 七～十二　（略）
第三十二南極特別保護地区	一～四　（略） 五　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、原則として、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去し、跡地の整理を適切に行うこと。 六～十三　（略）